

社会福祉法人甲南会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職員一人ひとりが活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：職員のライフワークバランスを確保するため、職員の平均残業時間を令和3年度比90%以内に削減する

〈実施時期・取組内容〉

- 令和4年4月～ 全職員の平均残業時間の現状の把握
- 令和4年6月～ 残業時間の多い職種について業務も含め、原因を検討
- 令和5年4月～ 改善案を策定し、取組を周知・実施
- 令和6年4月～ 実績を公表、職員間の助け合い事例も公表し風土の醸成を図る
削減率の低い部門の管理職に改めて働き方を含め検討・実施

目標2：女性職員の継続就業を促進するため、男性職員の育児休業・子の看護休暇・介護休暇・介護休業を取りやすい環境づくりを行う

〈実施時期・取組内容〉

- 令和4年4月～ 現状把握
- 令和4年7月～ 実績を公表、部署ごとに周知強化
- 令和4年10月～ 育児休業対象者の個別呼びかけ
- 令和5年4月～ 子の看護休暇・介護休暇・介護休業の周知徹底・個別呼びかけ
- 令和6年4月～ 経営会議で現状報告、情報共有、個別対応を強化